

小笠原村民利用商品券取扱事業者募集のお知らせ

この度小笠原村では、エネルギー・食品価格等の物価高の騰影響等を受けた村民の皆さまの、経済的負担軽減と消費喚起を促し、地域経済の活性化に資することを目的として、小笠原村民利用商品券事業を実施し、「小笠原村民みんなのクーポン券」を発行することといたしました。

それに伴い、商品券の取扱店の募集をいたしますので、取扱いを希望される事業者様は、「小笠原村民みんなのクーポン券取扱事業者登録申込書」に必要事項をご記入の上、小笠原村産業観光課または母島支所までご提出ください。多くの事業者の登録をお待ちしておりますので、宜しくお願いいたします。

申請方法

- 提出書類
・小笠原村民みんなのクーポン券取扱事業者登録申込書
・支払金口座振替依頼書
※令和5年度登録事業者で振込先を変更しない場合は提出不要
- 提出先
(持参)小笠原村産業観光課または母島支所窓口
(メール)小笠原村産業観光課宛 sankan@vill.ogasawara.tokyo.jp

事業概要

- 商品券名称 小笠原村民みんなのクーポン券
- 発行券種 1,000円券×8枚綴り (内訳 取扱店共通券8枚)
- 交付枚数 村民1人あたり1セット 8,000円
- 使用期間 令和7年11月1日(土)から令和8年2月28日(土)まで
- 取扱店登録資格 村内に店舗、事業所を有するもの
- 換金期間 令和7年11月4日(火)から令和8年3月31日(火)まで
- 換金方法 使用された商品券と換金請求書を提出して換金を申し出てください。
指定の口座振替依頼書に記載いただいた口座に振込いたします。
- 換金申請場所 小笠原村財政課または母島支所
- 取扱店の周知 **10月10日までに**取扱店申込のあった事業者様におかれましては、商品券配布の際に、取扱店リストを同封します。
以降に取扱申込をされた事業者様は小笠原村 HP で順次掲載いたします。
- その他 今回は「飲食店専用券」の発行はありません。

本商品券の対象とならないもの(商品券で販売できない商品・サービス)

- ・医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ・たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・土地、家屋購入、家賃、地代等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ・有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、乗船券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等の換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ・国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他、各取扱店が指定するもの